

会計年度任用職員の期末手当の支給に関して

下記の条件を満たす職員については正職員と同様に期末手当が支給されます。

記

1 支給対象

期末手当は、基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ会計年度内において6月以上の任用期間がある場合に支給（週あたりの所定勤務時間が15時間30分未満は対象外）されます。

2 支給割合

令和4年度 6月 1. 20月※ （但し期末手当基礎額は 30～100/100）

 12月 1. 20月※ （但し期末手当基礎額の 30～100/100）

※1. 20月は予定

【参考例】令和5年4月1日から任用された場合（月額150,000円）

令和5年6月期 （基礎額）月額平均 $150,000 \text{ 円} \times 1.20 \times 30/100 = 54,000 \text{ 円}$

令和5年12月期 （基礎額）月額平均 $150,000 \text{ 円} \times 1.20 \times 100/100 = 180,000 \text{ 円}$

3 支給日

6月期 6月30日（土日の場合はその前の平日）

12月期 12月10日（土日の場合はその前の平日）